



ふくろうだよ

[発行] 豊島区 区民部 高齢者医療年金課

令和8年(2026年)4月発行

令和8年度後期高齢者医療保険料についてのお知らせ

令和8年度の後期高齢者医療保険料の計算方法が決まりました。

1 保険料の計算方法(令和8年7月より)

保険料は被保険者一人ひとりにかかります。保険料は「医療分」と「子ども・子育て支援金分(子ども分)」で構成され、被保険者に均等にご負担いただく「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じてご負担いただく「所得割額」の合計額となります。

「医療分」とは、被保険者の皆さまが病気やケガをしたときの医療費などの支払いに充てるため、医療費総額の一定割合をご負担いただく金額です。

「子ども・子育て支援金分(子ども分)」とは、全世代の方や企業様から拠出いただいた支援金による子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みとして導入された「子ども・子育て支援制度」によりご負担いただく金額です。

年度の途中で新たに後期高齢者医療制度の対象となった方や、都外から転入された方は、その月から月割で保険料を計算します。

医療分



子ども・子育て支援金分(子ども分)



年間保険料額(100円未満切捨て)
限度額87万1千円

医療分

均等割額

被保険者1人あたり
53,300円



所得割額

保険料計算のもととなる
(所得金額) × 9.88%
(所得割率)

年間保険料
(100円未満切捨て)
限度額85万円

子ども・子育て支援金分(子ども分)

均等割額

被保険者1人あたり
1,300円



所得割額

保険料計算のもととなる
(所得金額) × 0.26%
(所得割率)

年間保険料
(100円未満切捨て)
限度額2万1千円

※ 保険料計算のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円)を控除した金額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

5 子ども・子育て支援金制度について

「子ども・子育て支援金制度」とは、全ての世代や企業の皆さまから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

Q なぜ独身や高齢者も支払うの?

A 子どもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、子どもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みです。

Q 収入が少なくても支払う必要があるの?

A 支援金は所得に応じて拠出いただきますが、医療保険料と同様に、低所得の方に対する保険料軽減措置があります。



拡充される給付の例

- ・ 児童手当の拡充
- ・ 育児時短就業給付
- ・ 育児期間中の国民年金保険料免除
- ・ 妊婦のための支援給付
- ・ 出生後休業支援給付
- ・ こども誰でも通園制度

こどもまんなか
こども家庭庁
お問い合わせ

こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金制度
について」



こども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て
支援金制度」について」



こども家庭庁コールセンター **0120-303-272** (受付時間 平日・土曜 9時から18時)

保険料の期限内納付をお願いします

経済的な理由などにより保険料の納付が難しいときは、整理収納グループにご相談ください。保険料を納期限までに納付しなかった場合は、督促状が送付されます。未納が続くと、法律に基づいて財産調査を行い、差押え等の滞納処分を行う場合があります。また、納期限内に納付している方との公平性の確保のため、当初の納期限までに保険料を納めなかった場合、令和8年7月以降に賦課する保険料より、納期限の翌日から納付日までの日数に応じた延滞金が保険料に加算されます。納め忘れがなく便利な口座振替をぜひご利用ください。

【問い合わせ先】

豊島区 区民部 高齢者医療年金課

SDGs 未来都市としま



後期高齢者医療グループ

整理収納グループ

保険料担当
資格担当
納付相談

※平日午前8:30～午後5:00

電話 03-3981-1937 (直通)

電話 03-3981-1332 (直通)

電話 03-3981-1459 (直通)

FAX 03-3980-5015

2 保険料の軽減について

軽減の適用には所得の申告が必要となる場合があります。

①均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

表 1

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽 減 割 合
43万円 + (年金または給与所得者の合計数-1) × 10万円 以下	7割※1
43万円 + (年金または給与所得者の合計数-1) × 10万円 + (31万円×被保険者の数) 以下	5割
43万円 + (年金または給与所得者の合計数-1) × 10万円 + (57万円×被保険者の数) 以下	2割

- ※1 令和8年度の均等割額については、「医療分」に限り、軽減割合が「7.2割」となります。
- ※ 65歳以上（令和8年1月1日時点）の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円（高齢者特別控除額）を差し引いた額で判定します。
- ※ 世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。
- ※ 世帯の判定は毎年度4月1日時点（年度の途中に東京都で資格取得した方は資格取得時）で行います。
- ※ 年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します。

②所得割額の軽減（東京都後期高齢者医療広域連合独自の政策）

被保険者本人の「保険料計算のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

表 2

保険料計算のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

③被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の均等割額は、加入から2年を経過する月まで5割軽減、所得割額は当面の間かかりません。なお、低所得による均等割額の軽減（表1）に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

表 3

均 等 割 額	5割軽減（加入から2年を経過する月まで）
所 得 割 額	負担なし

3 保険料の減免について

災害等により大きな損害を受けた時や、突発的な事業の休廃止、失業、長期入院等の事情により収入が著しく減少し、利用し得る資産（預貯金を含む）等の活用を図ったにもかかわらず、保険料の納付が困難な時は、申請により保険料が減免となる場合があります。お早めにご相談ください。

4 保険料の納め方について

保険料の納め方には、「特別徴収」と「普通徴収」の2通りがあります。

特 別 徴 収

原則、公的年金（介護保険料が引かれている年金）からの天引き

対象となる方

①②の条件を満たす方が対象です。毎年判定を行い、対象となりましたら、自動的に特別徴収に切り替わります。

- ①公的年金（介護保険料が引かれている年金）の受給額が年額18万円以上
- ②介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回あたりに受け取る公的年金額の2分の1以下

仮 徴 収			本 徴 収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度の所得が確定するまでの間、前年度の保険料額を基に仮算定した保険料額を徴収します。			前年度の所得確定後、年間保険料額が決定され、その年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を3期に分けて徴収します。		

〈注意点〉

- 75歳になった方又は65歳から74歳までの方で広域連合から障害認定された方、及び資格を有して他の市区町村から転入された方については、一定期間は普通徴収（納付書または口座振替による納付）となります。
- 6月と8月については、4月と同額でない場合があります（該当する方には、通知を発送します）。

普 通 徴 収

口座振替または納付書による納付

特別徴収の対象とならない方は、口座振替または納付書により納めていただきます。

口座振替の方

引き落とし日は、月末日（土・日・祝日の場合は翌営業日）です。

- ▶ 口座振替手続き済の方は、ご指定の口座から引き落としとなります。国民健康保険料の口座振替は引き継がれません。希望される場合は改めて申し込み手続きが必要です。

◇ 便利な口座振替をぜひご利用ください！

納期限までに納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もない『口座振替』がおすすめです。

口座については、被保険者の口座だけでなく、世帯主、配偶者などの口座を指定することができます（特別徴収を口座振替に変更することもできます）。



納付書の方

納期限は、月末日（土・日・祝日の場合は翌営業日）です。

- 窓口での納付の場合…金融機関・コンビニエンスストア・豊島区役所等で納付できます。
- スマートフォンによる納付の場合…右記2次元コードよりご確認ください。
- 納期（納付回数）…年9回（7月から翌年3月まで）



月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期別				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
算定	仮算定廃止			本算定								

※令和8年度より、普通徴収（口座振替または納付書払い）による納付回数は、年9回となります。